

2025年 3月 7日
全国港湾24発第75号
港運同盟発25-第9号

一般社団法人 日本貿易会
会 長 安 永 竜 夫 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次

港湾労働政策に関する申入れ書

貴台におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業、港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとするものであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることができる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の課題について貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送料金の適正価格収受と価格転嫁政策について

(1) 令和4年7月に国土交通省港湾局は港湾運送サービスを船社・荷主に対して持続的に安定して提供できるよう港湾荷役の適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定した中で、深夜・休日の割増料、待機・長期蔵置保管料等或いは人件費、設備費、燃料費等の原価に見合う料金収受ができていない港運事業者の実態が明らかにされ、「港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」と記載されています。つきましては、職場環境整備や港湾労働者の待遇改善ができる料金の適正収受を行えるよう、関係官署と共に貴協会加盟店社に強く呼びかけていただくこと。

(2) 湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止および、多重構造化している港湾産業全体に港湾運送料金の適正料金収受を継続的に協力していただくこと。

(3) 関係官署が発表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、価格交渉に積極的に取り組むよう、また、その際には独禁法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」等をせず、法令順守で交渉を行うよう貴協会加盟店社に強くよびかけていただくこと。

2. 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に資するため、港湾産別協定・港湾労使のルール及び諸慣行を遵守していただくこと。

3. 火力発電施設を 2030 年度までに段階的に休・廃止する政府方針に対応するために、各電力会社は次々と火力発電施設の廃止を地元の説明のないまま発表しました。これにより、石炭関連の荷役作業を主に事業展開している港湾運送事業者および関係企業の存続、またそれらに携わっている港湾労働者の雇用問題について、関係団体との連絡会議が開催されています。つきましては、火力発電に使用する石炭等を扱っている貴協会加盟店社を通じて各電力会社に対して、引き続き情報交換及び意見交換を誠意をもって行うよう働きかけていただくこと。

4. 港湾運送の安全、国民経済の安心・安全を担保するための措置について

(1) 改正 SOLAS 条約によって「重量証明」が荷主に義務付けられるようになりましたが、証明行為の実態は、荷主物流企業によって行われています。条約の趣旨にそった海上・港湾物流の安全措置としての「証明」効力が図られるよう、「第三者機関」による「証明」行為の徹底と港頭地域においての重量検査（台貫場利用、庫前検量等）が即されるよう周知していただくこと。検査機関については、港湾運送の検査に精通する事業者（日本海事検定協会、(株)シンケン、日本貨物検数協会、全日検）を起用していただくこと。

(2) 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」は、取次事業者等にコンテナ貨物の情報等を確実に伝達することを求めています。「同ガイドライン」を履行する立場から、重量、品目、梱包等の貨物情報が、港湾運送事業者、トラック事業者（運転者）に確実に伝達されるようご協力いただきたい。

(3) フレキシブルバッグによる液体貨物輸送は、その危険性からも直ちに禁止すべきと考えており、荷主に同バッグの使用禁止と液体輸送用のタンクコンテナの使用を啓蒙し、関係官署にもその旨を強く働きかけていただくこと。

以 上